

食品安全委員会第90回会合議事録

1. 日時 平成17年4月14日(木) 14:00 ~ 15:57

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 3品目

豚ボルデテラ感染症不活化・パストツレラ・ムルトシダトキソイド混合(油性アジュバンド加)ワクチン(日生研ARBP不活化ワクチンME)

オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤

セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)

(農林水産省からの説明)

(2) 器具・容器包装専門調査会における審議状況について

・ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装に関する意見・情報の募集について

(3) 微生物専門調査会における審議状況について

・調製粉乳にセレウス菌の規格基準を設定することに関する意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第23条第1項第5号に基づく調査審議について

・食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について

(厚生労働省から説明)

(5) 牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について

(農林水産省から説明)

(6) その他

4. 出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 中垣基準審査課長

農林水産省 境薬事・飼料安全室長

農林水産省 釘田衛生管理課長

(事務局)

齋藤事務局長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官

5 . 配布資料

資料 1 1 食品健康影響評価について

資料 1 2 承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

資料 2 器具・容器包装専門調査会における審議状況について

資料 3 微生物専門調査会における審議状況について

資料 4 食品に残留する農薬等におけるポジティブリスト制度の導入について

資料 5 牛海綿状脳症 (B S E) 確定診断について

6 . 議事内容

寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」第 90 回の会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員、全員が御出席でございます。

また、厚生労働省より松本大臣官房参事官、中垣基準審査課長においでいただき、また農林水産省から境薬事・飼料安全室長に出席していただいております。また、農林水産省より釘田衛生管理課長は後ほどおいでになるということでございます。

本日の会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に「食品安全委員会 (第 90 回会合) 議事次第」というのがございますので、御覧ください。

資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 6 点であります。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が「承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要」。

資料 2 が「器具・容器包装専門調査会における審議状況について」。

資料 3 が「微生物専門調査会における審議状況について」。

資料 4 が「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について」。

資料 5 が「牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について」であります。

お手元に資料ございますですね。

それでは、議題に入らせていただきます。

食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明についてであります。資料 1 - 1 にありますとおり、4 月 11 日付で農林水産大臣及び厚生労働大臣から食品健康影響評価の要請がありました動物用医薬品 3 品目につきまして、農林水産省から説明があります。農林水産省の境薬事・飼料安全室長よろしく願いいたします。

境薬事・飼料安全室長 資料 1 - 1 でございますけれども、今、委員長の方からお話しございましたように、動物用医薬品の承認等に係ります食品健康影響評価をお願いしているものでございます。

品目は 1 にございますように、ワクチン等につきましての製造（輸入）の承認。

2 の方が、再審査を終了したものについての評価をお願いするものでございます。

資料 1 - 2 に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず最初が「ボルデテラ感染症不活化・パストレラ・ムルトシダトキソイド混合（油性アジュバント加）ワクチン」でございます。

「主成分」はここに書いてございますように、不活化ボルデテラ・ブロンキセプチカ菌、パストレラ・ムルトシダトキソイドということになっております。

「対象動物」は豚ということで「用法及び用量」は、妊娠豚に対しまして、1 回 2 mL ずつを 1 ～ 2 か月の間隔で 2 回筋肉内に注射するというものです。注射がダブっておりますので、恐縮でございますが削除をお願いいたします。2 回目の注射は分娩予定日の 2 ～ 4 週間前に行うということでございまして、これは母豚を免疫いたしまして、移行抗体によりまして子豚の疾病を予防するというものでございます。疾病は、具体的には豚の萎縮性鼻炎の予防でございます。

2、3 年以降は、1 回の注射ということで、分娩予定日の 2 ～ 4 週間前に追加の筋肉内注射を行うという形になっております。

「効能又は効果」は、原因菌によります豚の萎縮性鼻炎の予防ということでございます。

本製品につきましては、油性アジュバントが使われておりまして、これまで評価をいただいているものとは若干異なるということでございますので、今回評価をお願いしているものでございます。

休薬期間は、8週間を予定しております。

本製剤につきましては、既に薬事・食品衛生審議会の動物用医薬品等部会の審議は終了し、有用性があるという評価をいただいております。

次に2つ目でございますが「オルピフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤」ということで「主成分」はオルピフロキサシンでございます、ニューキノロン系の合成抗菌剤でございます。人用の医薬品としての本成分の承認はございません。

「対象動物」は豚ということで「用法及び用量」は1日1回体重1 kg 当たりオルピフロキサシンとして2.5 から5 mg を飲水に均一に溶かして、3日間経口投与するというものでございます。

「効能又は効果」は、豚胸膜肺炎、マイコプラズマ肺炎、大腸菌性下痢症というものでございます。

本製剤につきましては、休薬期間は7日間を予定しております、承認された際には、省令に基づきます使用基準が設定される予定になっております。

本製剤につきましては、抗菌性物質製剤調査会の審査が終了してあるということで、部会はまだ終了してありません。

続きまして、次のページで再審査の関係でございます。

「セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセル注）」というものでございます。

「主成分」はセフチオフルナトリウムということで、これは第三世代のセフェム系の抗生物質になります。人用の医薬品としての本成分の承認はございません。

「対象動物」は牛と豚ということで「用法及び用量」は筋肉内に注射ということでございまして、牛につきましては体重1 kg 当たり1～2 mg（力価）を3日～5日間投与すると。豚の場合は、3日間投与という形になってございまして、長期連用は避ける形になっております。

「効能及び効果」は、牛の肺炎、豚の豚胸膜肺炎というものでございます。

使用禁止期間は、既に使用基準で省令が定められてございまして、牛であればと殺する前8日間の出荷禁止。それから搾乳する前36時間。

豚であれば、と畜する前10日間の使用禁止期間が設定されております。

本製剤につきましては、6年間の再審査期間を終了してございまして、動物用医薬品等部会の審査が終了し、有効性、安全性に関する評価に基づき有用性が認められるという審議結果が得られております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しましては、何か御質問ございますか。

見上委員 ポルデテラとパスツレラの混合ワクチンで、油性アジュバントが従来と違うというだけけれども、もともとは食用に供する子豚をやるわけではなくて、妊娠豚にやるというか、それは関係ないわけですね。

境薬事・飼料安全室長 通常の飼育形態では、当然妊娠豚に打つわけですので、分娩した後、哺乳をするわけで出荷することはないわけですが、当然事故も予想されるわけでありまして、そういった場合には8週間は出荷してはならないという、食用に供せないということになっておりますので、そういった意味で休薬期間が設定されているということでございます。

見上委員 わかりました。どうもありがとうございました。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

あと、どなたかほかになにかございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会で審議させていただきます。どうもありがとうございました。

次に議題に移らせていただきます。

器具・容器包装専門調査会における審議状況について、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは資料2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

今回お諮りいたしますのは、ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具及び容器包装に関する食品健康影響評価の案につきまして、食品安全委員会の器具・容器包装専門調査会における審議が終了いたしまして、もし本日お許しをいただければ、本日より意見・情報の募集をさせていただきたいということで、お諮りをするものでございます。

1枚めくっていただきますと、2ページというところから「ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装に関する食品健康影響評価（案）」がとりまとめられています。

ポリ乳酸というのは、乳酸を重合してつくられる高分子でございます。乳酸、あるいは乳酸の環状二量体を出発物質として合成をするものであります。乳酸を原料として重合する場合は、現時点での技術ではそれほど大きな高分子はできないということで、ある一定以上の分子量のポリマーをつくるのであれば、ラクチドを出発成分として、勿論乳酸も

使って重合するというような形で製造をさせるということでございます。

本品につきましては、国内では既に食器としては使用の実態がございまして、惣菜、弁当用のトレイ、菓子類の包装等に使用されているものでございますが、今回牛乳あるいは乳飲料の容器包装として、このものを使うということでございますと、別途個別の基準を設定する必要があるということに食品衛生法上なっておりますので、そのために液状のものを入れる容器包装として使った場合にも、大丈夫かどうかという趣旨で食品健康影響評価の依頼のあったものでございます。

本品につきましては、既にアメリカのFDAはこれらのものを個別認可制度を取っておりまして、FDAにおいては既に承認を受けた、受けたばかりというものもありますけれども、少なくともFDAの認可を受けたものを日本でも使いたいというものでございます。

1枚めくっていただきますと、ポリ乳酸の構造式等が出ております。ポリ乳酸は、原料としては乳酸及びラクチドから製造されるもので、もともとは乳酸でございますから食品の中にも含まれるような成分を原料とするものでありまして、その意味においては安全性については、問題となる可能性が低いようなものでございますけれども、これらの原料及び製造用の添加剤について個別に安全性のチェックを行いました。

実際には、米国のFDAに提出した資料及び国内で従来食品用の容器包装の個別の基準をつくる際に求められた資料と同等の資料を整備をいたしまして、専門調査会においての御審議が行われていたわけでございます。

4ページに「製造用原材料」が出ておりますが、先ほど申しましたように出発物質としては乳酸、ラクチド、これは2量体でございますが、これらのものが使われる。

「製造用添加剤」といたしましては、これはさまざまな界面活性剤、充填剤、安定剤というものも使用されるわけでございますけれども、ほとんどが既にほかのプラスチックを製造する際にも使用されているものでございまして、本品特有の添加剤としては、製造の際に重合開始剤といいますが、重合触媒として使われる2-エチルヘキサン酸スズというものが本品についての特有の成分ということで、これについても評価をいたしました。

5ページ以降「製造方法」が出ておりますが、これらの製造方法で製造したものについて実際に食品疑似溶媒を用いまして、実際に食品と似たような性質を持つ溶媒を容器の中に入れて、一定時間抽出をした際に、どれほどいろいろな成分が出てくるかというような試験をしております。

実際に試験をした結果が6ページにございますが、やはり出てまいりますのが乳酸、あるいはラクチド二量体、あるいは乳酸オリゴマーが出てくると。長期間食品と接触するよ

うな条件でありますと、そのようなものが出てくる場合があるということでございます。

添加剤については、先ほど申し上げた 2 - エチルヘキサン酸スズの溶出について同じような溶出試験が行われておりますけれども、これらの試験ではこれは出てこなかったという結果が 6 ページに記載されているところでございます。

「溶出試験のまとめ」が 7 ページの 3 - 4 のところにありますけれども、ポリ乳酸の溶出試験等の結果、乳酸(乳酸オリゴマーを含む)及びラクチドが溶出し、その溶出濃度は、これはポリマーの種類によって少し異なりますが、D - 乳酸含有率が 6 % 以下のポリ乳酸では、10% エタノールを疑似溶媒として用いた場合、100 、 2 時間、その後 40 、 10 日間保存で 34.3 ppm というような数字が出ているところであります。

8 ページ以降は、先ほど申し上げましたようなそれぞれの成分につきまして、毒性試験の成績の収集をして、評価が行われております。

ポリ乳酸については、これはポリマーでございますので、急性毒性試験あるいは遺伝毒性試験、局所刺激性試験等が行われておりますが、いずれも特段の問題はなかったということでございます。

9 ページ、4 - 2 以降に「製造用原料」それぞれについての評価が行われておりますが、乳酸について急性毒性、亜急性毒性等が行われております。

11 ページには、発がん性試験、発生毒性 / 催奇形性試験、遺伝毒性試験が行われております。基本的には、これらはフリーの乳酸を投与して行われた試験でございますが、これは書き込ませていただきますけれども、10 ページの亜急性毒性試験のラットの a の試験は、乳酸ナトリウムを使った試験でございますして、d の Fischer344 ラットを用いた試験は、乳酸カルシウムを用いた試験でございます。

11 ページの発がん性試験は、その本文中にも書いてございますように、乳酸カルシウムを用いた試験でございますして、いずれにいたしましても、これらの試験では特段問題となるような所見は認められていないということでございます。

12 ページからは、ラクチド二量体についての試験がいろいろ行われております。

12 ページの亜急性毒性試験の b でございますが「イヌを用いた 13 週間亜急性毒性試験」で、ビーグル犬を用いて行われた試験でございますが、3 行目辺りでございますが病理学的検査、最高投与量群であります 100 mg/kg 体重投与群の雄雌で胃の病変が認められたということでありまして、胃粘膜の潰瘍形成が認められたということでございます。

そのほか、遺伝毒性、局所刺激性、皮膚感作性等が行われておりますが、これらについては特段問題となるような所見はなかったということでございます。

14 ページからは、重合触媒の 2 - エチルヘキサン酸スズについての所見が書いてございますけれども、基本的にこのものはポリマーから溶出してこないということが溶出試験の方でわかっておりますので、これらについても検討はしたけれども、食品健康影響評価の点では問題ないだろうという御結論になったものと理解しております。

16 ページの 5 のところから食品健康影響評価の内容が書いてございますが、ここに書いてございますのは、器具または容器包装材料の食品健康影響評価は、ヒトが器具または容器包装から食品を介して摂取する可能性のある物質が製造用原材料、触媒、ポリ乳酸の分解物であると。可能性としては、これらのものが考えられるということを経験といたしまして、評価が行われたわけでございます。

乳酸につきましては、5 - 1 のところでございますが、乳酸の毒性試験の結果からは、懸念するような毒性所見はないということで、17 ページの 1 行目辺りからでございますが、乳酸の A D I を設定する必要はないということになったわけですが、ただ、乳児用の食品に D - 乳酸あるいは D L 乳酸、D - 乳酸と L - 乳酸の混合物を使用することについては、D - 乳酸について乳児が影響を受けるという可能性があるので、考慮が必要と考えられるということが議論の中で指摘をされましたけれども、5 行目辺りから書いてございますように、ポリ乳酸から溶出する乳酸量を考慮した場合、容器包装からの D - 乳酸の溶出による乳児への健康影響は極めて小さいものと考えられるということになりました。

ラクチドについてでございますが、先ほど御紹介いたしましたイヌの 13 週間の亜急性毒性試験の最大無影響量であります 100 mg/kg 体重 / 日を用いまして、これに種差 10、固体差 10 及び短期の毒性試験、13 週間の試験でございますので、それに更に 10 を加味した安全係数を用いて 0.1 mg/kg 体重 / 日というものが設定されるべきであろうという御結論になっているところでございます。

器具または容器包装の原材料として使用された場合のラクチドの食品健康影響評価としては、容器包装からのラクチドの溶出量を考慮した場合、毒性評価から設定される A D I を超過する可能性は否定できないことから、健康影響を考慮する必要があると考えられるという御結論になっております。

触媒については、先ほど申し上げましたように添加量が微量であること、溶出試験において溶出が認められなかったということで、これについては影響は極めて小さいものと考えられるということとなっております。

18 ページの 5 - 5 でございますが、結論といたしまして、ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具または容器包装に関する食品健康影響評価を行った結果、ポリ乳酸を器具ま

たは容器包装として使用する場合に考慮すべき物質及びそのA D Iとして以下の結論が得られたということで、ラクチドに対して0.1 mg/kg 体重/日という数字が設定をされています。

ただし、D - 乳酸の含有率、添加剤等の組成及び使用条件で、溶出性、分解性が大きく変化する可能性があることから、適切な管理措置の設定が必要であるということが念のため書き込まれております。

以上のような健康影響評価の案がとりまとめられましたもので、もし本日お許しいただければ、本日より意見・情報の募集に入らせていただきたいと思いますと考えております。

寺田委員長 ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、御質問、意見などございますですか。

ないようでございます。本件につきましては、意見・情報の募集手続に入らせていただきます。

それでは続きまして、微生物専門調査会における審議状況について、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

本件は、厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められた案件でございまして、調製粉乳にセレウス菌の規格基準を設定することについてということでお尋ねのあった件でございます。

本委員会の微生物専門調査会におきましては、提出された資料を基にいろいろ御議論をされましたけれども、1枚めくっていただきますと「調製粉乳にセレウス菌の規格基準を設定することに係る食品健康影響評価について(案)」ということで、1枚だけの案が添付をされてございます。

本件につきましては、厚生労働省の御提案された調製粉乳中のセレウスの規格基準の値として、グラム当たり100個という数字が提案されておりましたけれども、実際の調製粉乳中のセレウス菌の量は、それよりもずっと低くて、1けた程度、10個以下、出てこないものもあるというような状況であるというようなことを前提といたしまして、評価が行われております。

調査会の御結論の第1は「我が国において、低出生体重児のセレウスによる全身性感染症が何例も報告され、健康被害を起こしている事実はあるが、それらに関して微生物専門調査会で調査した限りにおいては、調製粉乳との因果関係は確認できなかった。また、諸外国の調製粉乳によるセレウス症例を調査したところ、チリにおいて1例見いだされたが、

それは調乳後の不適切な取り扱いによるものであった。上記の事実から考察すると、低出生体重児が調製粉乳を摂取することにより、セレウスによる全身性感染症に罹患する食品健康影響（リスク）は、現時点において極めて低いと考えられる。

なお、コーデックスやFAO, WHOの専門家会議では、調製粉乳とセレウス感染の因果関係は証明されていないとしている」。

2といたしまして「国内に流通している調製粉乳中のセレウスの汚染実態は、厚生労働省により基準値として提案された100/g（MPN法）よりはるかに低い。この事実より、厚生労働省が提案した100/g（MPN法）の基準値を設定したとしても、1.のリスクに影響を及ぼすとは考えにくい」。

3は、「一方、1.の国外での事例を考慮すると、調乳後に適切な取り扱いが行われるよう、厚生労働省による、一般消費者、病院、児童福祉施設等に対する指導等が重要と考える」。

このような結論で、もし本日お許しいただければ意見・情報の募集をさせていただきたいというものでございます。

以上です。

寺田委員長 ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、御質問あるいは御意見ございますか。

それでは本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることにいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、次に食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について、厚生労働省から説明があります。厚生労働省の中垣基準審査課長、よろしく願いいたします。

中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。よろしく願いいたします。

資料4とお手元でございます3つの冊子、食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の暫定基準第二次案と書かれておりますけれども、その上と下、更にその二次案に対して寄せられた御意見の3分冊になっておりますけれども、これも適宜御参照していただきながら、御説明をさせていただきたいと思っております。

資料4でございます。

本日お願いしておりますのは、食品に残留する農薬、動物用医薬品、飼料添加物、この3つについてポジティブリスト制度を導入をしようということで、薬事・食品衛生審議会において検討を続けてきたところでございまして、その状況等を御報告し、審議をいただ

こうと考えているところでございます。

まず「ポジティブリスト制度の導入」でございますが、食品衛生法の一部を改正する法律によりまして、食品に残留します農薬等についてポジティブリスト制度、すなわち農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止するという制度の導入が法律的に決まったわけでございます。公布の15年5月から3年以内に施行をするというふうに平成15年の国会で決められたところでございます。

そのために必要な作業をしておるところでございますけれども、まず5ページで、いわゆるポンチ絵を作成いたしておりますので、ポジティブリスト制度について御説明をさせていただきます。ただければと思います。

左側が「現行の規制」、右側が「ポジティブリスト制への移行後」の規制の仕組みを表しております。

「現行の規制」は斜線を引いております基準が決めたものについては、その基準で規制をする。

一方、下にございます基準が定められていないもの、これにつきましては基本的に規制がないというのが現行の制度でございます。

それに対しまして、ポジティブリストの制度と申しますのは、右側でございますけれども、この真ん中基準がない場合、ここを原則禁止にしてしまうというのが、ポジティブリスト制度の本質であろうというふうに考えておるところでございます。

なぜ、原則と言っておるとかということでございますけれども、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が一定量を決める。残留が0というのは、科学的に検証できませんし、諸外国のポジティブリストの制度の例を見ても、やはり一定の量を決めておるわけございまして、そういう意味で原則禁止と、こういうふうについておるわけでございますが、要は、基準があるものは基準で規制をする。基準がないものは原則禁止をするというのが、このポジティブリスト制度でございます。

その例外が右側ございまして、厚生労働大臣が指定する物質として、人の健康を損なうおそれがないことが明らかである。農薬あるいは動物薬として使われた場合に、その残留が非常に低いとか、さらにはその物性といったときに、例えばアミノ酸でありますとか、ビタミンでありますとか、そもそも残留も低いでしょうし、物性的にも例外扱いということがあるわけでございます。

更に、これに加えて「ポジティブリスト制への移行後」の枠の中の一番左側、基準の設定のところ、ポジティブリスト制への施行までに、食品衛生法第11条第1項に基づ

き、農薬取締法に基づく基準、国際基準、欧米の基準等を踏まえた暫定的な基準を設定するということが書かれておるわけでございます。

これがなぜ必要かということでございますけれども、6ページ目を御覧いただきたいと思えます。

6ページ目の数字が入っておりますのを併せますと244ございまして、これが現段階で食品衛生法に基づく基準が定められておる農薬の数でございます。

他方、国内で考えますと農薬取締法によって国内で使用が認められている農薬の数というのは、大体350でございます。350のうち、食品衛生法の基準があるものが143プラス54でございますから、200弱。残りの150については、農薬取締法で国内で使用は認めながらも、その残留を取り締まる基準がないというのが現在の状況でございます。

また、国際基準について考えてみますと、国際基準は現在約130について定められておりますけれども、このうち食品衛生法の基準がございまして、54プラス28でございますから、82ございまして、約50のものについては国際基準はあるんだけれども、食品の残留を取り締まる食品衛生法の基準がないという状況にあるわけでございます。

したがって、このような状況において基準がないものについては、残留を原則禁止するというにしていまして、国内で使用が認められている、使用が認められているということは、多くの場合にほとんど残留があると考えていいわけでございますけれども、国内で使用が認められているのに、残留した途端に流通が禁止されるという状況が出てまいるわけございまして、国際的に見ますと国際基準がありながら日本ではその残留を禁止をする。あるいは、諸外国的に、内外無差別という観点からいうと、アメリカで認められていながら日本は無条件で禁止をするというようなことになってまいるわけございまして、この差を急ぎ埋めようというのが暫定基準というふうに呼んでおるわけでございます。

では、なぜ今244しかないのか。それが問題ではないかという御意見が当然あるんだろうと思えます。厚生労働省といたしましては、従来農作物の輸入というのがあまりなかった。ほぼ国内で生産、消費されておったというようなことから、農薬の基準をあまりつくってこなかったという経緯がございます。平成4年ぐらいから輸入が活発化したことも受けまして、基準をつくってきたわけでございますが、まだまだその整備が間に合っていないということで、この件については、国会でも事情の御説明をしたところでございます。

そういう状況ございまして、暫定的に今、申し上げたような国内で認められながら基準ができていない。あるいは国際基準がありながら基準がまだできていない。これを暫定

的に埋めてしまおうというのが暫定基準でございます。

この3つの作業、すなわち暫定基準のセットをする、基準がない場合に規制をする量、これを一律基準と呼んでおりますけれども、一律基準のセットをする、対象外物質のセットをする。この3つの作業が必要となってまいるわけございまして、1ページに戻らせていただいて恐縮でございますけれども、この3つについて、これまで薬事・食品衛生審議会で検討をしてきていただいたところございまして、1ページの下から5、6行目「参考」と書いてあるところございまして、平成15年5月に食品衛生法改正が国会で認められたところございまして、6月から審議会において検討を始めさせていただきます。

10月には今お手元でございますのは、二次案でございますので、この前のバージョン、一次案をとりまとめて公表をし、3か月間の意見の募集を和文、英文で世界各国から求めたというのが、まず最初の15年10月でございます。

ここに持ってきているのは、二次案に対して寄せられた意見でございますが、一次案についてもほぼ同様ぐらいの意見が出ておりまして、それらを基にさらなる検討を踏まえて、16年8月に二次案の公表をし、また意見募集をしてきたところございまして、それで寄せられた意見というのがお手元でございます二次案に対して寄せられた意見というものでございまして、この意見を基に最終的な案を作成すべく審議会で検討をいただいております。昨日、審議会を開催させていただいて、大体の方針についてはとりまとめていただいて、これから二次案を開いていただきますと、最初1ページから括弧書きで42ページまであって、そこから1ページとなってまいるわけございまして、2ページ以降に、いわゆる暫定基準が表形式で載っておるわけでございます。

最初(1)から(42)までございまして、そのあと括弧がないページ数で1ページからまたあるわけでございますが、例えば212ページ御覧いただきますと106番としてエンドスルファンについて、一番左の欄が農作物名、その次の欄が第二次案で公表した基準値の案、その次の欄がその決定の根拠、例えばエンドスルファンの一番上は、コーデックスとなっている。国際基準に合わせたということを示しておるわけでございます。

また、小麦もコーデックス、その次にライ麦があって、これは海外となっておりますが、海外の基準、すなわちこの場合にはアメリカと豪州とEUの平均値を採用したということを示しておるわけでございます。

また、それから5つか6つ下になるとエンドウというのがあって、0.5 ppm登録となっております。これは、登録保留基準といって国内の農薬取締法に基づく基準、これを参考

としたということが示されておるわけございまして、こういう形でそれぞれの農薬、二次案で示したのが 670 程度ございませけれども、この 670 について案を示してきておるわけございませ。

本文に戻らせていただいて、2 ページに入らせていただきたいと思ひませ。

3 つの作業をしておるといふことを申し上げたわけですが、そのうちのまず一律基準、すなわち基準がない場合に適用する値について、まず御説明をさせていただきたいと思ひませ。

我が国におひても、欧米におきましても、その国々で使用される農薬といふのは、使用に先立ちまして事前に評価をし、適用作物が決まり、それを規制する基準が決まり、その上で使用が認められるといふことになってまいりませ。後で御説明いたしますけれども、暫定基準の設定に当たっては、我が国のほか国際基準、またアメリカ、オーストラリアなど 5 か国の基準を参考に基準を設定いたしておひませ。

したがひまして、我が国ほか 5 か国ですから、併せて 6 か国プラス国際基準といふことになるわけございませけれども、そこで使用が認められていない農薬、あるいは使用が認められていない農作物、これにこの一律基準といふのが適用されるといふことになりませ。

すなわち基準がある場合には、基準で規制をする。基準がない場合に一律基準で規制をする。では、基準がない場合とは、どういふことかと申し上げますと我が国のほか 5 か国で認められていない農薬、あるいは農作物といふことになるわけございませ。

そのような一律基準につきまして、第 2 パラグラフでございませますが、国際的な添加物の専門家会議でございませ J E C F A におきませ香料の評価、あるいはアメリカの F D A における間接添加物、間接添加物といふのは容器から溶出する化学物質でございませとか、そういうふうな間接的に出てくるものを現しておひませけれども、その評価の際に用いられておひませ許容される暴露量、この評価といふのは、今までに評価をした多くの化合物から、大体目安として 1 日に 1.5 μg ぐらいであれば、安全といふふうに言えるだろうと J E C F A、あるいは F D A でも言われておひませし、そういった数字を目安としておひませわけございませ。

この 1.5 $\mu\text{g}/\text{day}$ を目安とした上で、国民の食品の摂取量がございまして、例えば米だと大体 1 日に 160 g 食べるとか、ホウレン草だと何 g 食べるとか、そういうような目安を考えていくと、1.5 $\mu\text{g}/\text{day}$ を超えることがないようにするにはどうすればいいかといふことを議論していったわけございませますが、0.01 ppm であれば 1.5 $\mu\text{g}/\text{day}$ といふのを超

えるという可能性というのはほとんどないということで、この 0.01 ppm にしたらどうだろうということが審議会における議論としてあるわけでございます。

なお、諸外国でこのような制度を導入している国々の例を見ても、カナダとニュージーランドが 0.1 ppm と定めております。ただ、カナダは高過ぎるということで、現在正式に見直しに入っておりますし、ニュージーランドはカナダの値を参考にして決めたと、こういうふうに言われております。

一方、ドイツでございますが、ドイツは 0.01 ppm で運用を既にしております。

アメリカでございますが、アメリカは 0.1 から 0.01 ppm の間で、農薬ごとに実際に運用をしておるのが現状だと担当から聞いておるところでございます。

また、EU はこれから導入をするということで、今年 1 月にこの正式な一律基準の値を決定いたしました。その値が 0.01 ppm でございます。

そのようなことから考えても 0.01 ppm というのは、ある程度合理的なもの、妥当なものではなかろうかというふうに考えているところでございます。

なお、特に動物薬の中にはホルモンでございますとか、あるいは 作動薬でございますとか、ADI が非常に小さいものがございます。目安とした 1.5 $\mu\text{g}/\text{day}$ というのを 50 kg 体重で考えますと、0.03 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}$ ということになってまいるわけでございますか、これを下回るのは、JECFA と我が国の評価を見ても 3 品目ございまして、デキサメタゾンでございますとか、 作動薬でございます。

この 3 品目につきましては、0.01 ppm ではなくて、不検出ということで規制をしたらどうかということでございます。

また更には、0.01 ppm まで量れない。勿論、今の科学技術のレベルでございますから、1 か月あるいは 1 年かけて量っていけば、これぐらいのレベルまで測定できるんだらうと思えますけれども、都道府県におきます検査でございますとか、検疫所における検査で通常用いるようなガスクロマトグラフ法、液体クロマトグラフ法等におきまして、簡便に、効率的に量れないというようなものが出てまいるわけでございまして、そういうものについては、それぞれの農薬ごとに、その定量限界をもって基準としよう。そうした上で、検査法について今後開発を続けていこうというような御提案をいただいているところでございます。

2 番目が「対象外物質の指定について」でございます。対象外物質は、あくまで農薬、あるいは動物用医薬品などとして使われた場合に、その残留が少ないとか。また、その残留したものの毒性が低いと考えられるとか。そういう観点から、人の健康を損なうおそれ

がないということが明らかというものを指定することになっております。

具体的にどうしようかということでございますけれども、国内のこれまでの評価、特に一昨年7月以来「食品安全委員会」が発足し、「食品安全委員会」においてADIの設定が不要とされたもの、あるいは適切に使用される限り問題ないという評価をされたものというのが、当然ここに当たってくるんだろうというふうに考えております。

また、JECFAとか、JMPRとか、国際的な評価、あるいは先ほど申し上げましたような、欧米におきます評価の中で設定が必要でなくなったようなものについて、この対象外物質として指定していこうと考えているところでございます。

方針といたしましては、食品安全基本法に基づくリスク評価において、ADIの設定が不要とされた農薬などが、まず(1)でございます。

3ページ目でございますけれども、(2)として、農薬取締法で登録の必要がないと言われている特定農薬というのがございます。この特定農薬というのは、基準が必要ないんだろうと考えております。

また、微生物農薬あるいは天敵農薬につきましては、残留ということ自体が考えられませんが、これも必要ないと考えております。

その他、諸外国において基準が必要でないとされたようなものについても除けると考えております。

具体的には、はなはだ恐縮でございますが、お手元の二次案の下巻の1363ページを御覧いただきたいと思っております。1363ページから、この対象外物質の考え方について、諸外国の状況等も紹介しながら考え方をまとめておるところでございまして、具体的な物質については、1368ページから載っておるところでございます。

勿論、これも第二次案で公表したものでございまして、第二次案に対する意見として、諸外国あるいは国内からもこの対象外物質についての御意見も多々いただいておりますので、更に今後検討をし、また追加、補充をしていくというふうに考えておりますけれども、具体的な品目として今、第二次案で公表したのはこのような品目であるという状況でございます。

本文に戻らせていただいて恐縮でございますが、3ページの大きな3番の「暫定基準の設定について」を御説明させていただきたいと思っております。先ほど申し上げましたとおり、例えば、我が国で使用が認められていながら基準が設定されていないというようなものが多々あることから、暫定的に基準を設定することとしているところでございます。

暫定基準の設定の対象でございますけれども、(1)が国際基準。(2)が我が国の基

準、具体的に申し上げますと、農薬取締法に基づいて設定されている登録保留基準でございますとか、薬事法に基づいて動物薬の承認をしたときの定量限界でございますとか、こういった我が国の基準。(3)が海外の基準でございますして、海外の基準と言いましても、一定の安全を確保するためには、むやみに海外の基準を参考に基準をつくることはできないというふうに考えております。

したがいまして、審議会での御議論もいただきながら、JMPRとかJECFAとか、そういった国際的な機関において評価に必要とされている毒性試験のデータに基づいて基準を設定しているという国々を参考としようということになりまして、各国の大使館を通じてこの条項に当たるという国は申し出てください。また、どのような形で作っているのか教えてくださいということをお願いしたところでございまして、その結果といたしまして、アメリカ、EU、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、この5か国を参考にするというので、基準値の案を整理してきているところでございます。暫定基準の対象となる農薬の範囲、数でございますが、お手元でございます第二次案で申し上げますと、約670がこの第二次案の中に暫定基準を設定する旨載っております。しかしながら、我々が第二次案設定時点でつかまえきれなかったもの。もう一つは、例えば、オーストラリアとかEUとか、検出限界で基準値が決まっているものがございます。我が国にも遺伝毒性がある発がん物質であると、ADIが設定できない。よって基準値は不検出とする。すなわち、結果としてみると、検出限界をもって基準としているものがあるわけございまして、我が国の不検出というのは、ある意味で残留を禁止をしているという趣旨だということで、EU等においても同じかなということで基準をつくらなかった、暫定基準の対象としてこなかったわけでございますが、よくよく意見等を見ても、または照会してみると、残留が少ないので、その検出限界をもって、使用は認めるけれども残留値が検出されないで、その検出限界をもって基準としたというような説明があったわけございまして、その関係で大幅に最終案は追加をせざるを得ないような状況になっておりまして、今のところ大体70程度増えるのではないかと。740程度になるのではないかと想定をしておるところでございます。

また、先ほど申し上げましたけれども、この第二次案の中には、上巻の29ページにございますけれども、遺伝毒性のある発がん物質等で不検出という形で基準を設定する12品目というものもここにございます。

これらの暫定基準につきましては、一律基準、あるいは対象外物質と同様に、ポジティブリスト制度の発足と同時に施行したいというふうに考えておるところでございます。

なお「食品安全委員会」ができる前もできてからも、「食品安全委員会」にリスク評価をお願いして、そのリスク評価結果に基づいて基準をつくってきた基準がございます。これを我々は本基準と言っているわけですが、この本基準は一切改定をしないこととしておりますので、その旨御承知おき願えればありがたいと思っております。

4 ページ目でございます。繰り返しになる点多々あるかと思いますが、このポジティブリスト制の導入に伴って、安全性担保をどのような形で考えているのかというのを整理させていただいたところでございます。一応3点にまとめております。

まず、今、御説明した暫定基準の設定等でございますけれども、暫定基準、あるいは対象外物質につきましては、国内のこれまでの基準、国際基準、あるいは科学的につくられたというふうに考えられる基準のみを参考といたしておりますので、そういう意味では既に一定の科学的な評価に基づき設定をしており、その基準を借りて来ることから、実質的に国民の健康保護に支障を生じさせることがないよう設定をすることができるというふうに考えておるところでございます。

また、一律基準につきましては、先ほど申し上げました J E C F A 等で用いられている許容される暴露量、あるいはこれまでの評価の A D I 等を参考に議論を進めておりますので、これも同様に国民の健康保護に支障を生じさせることがないのではないかというふうに考えている次第でございます。

2 番が実際の監視指導、あるいは事業者の自主管理でございます。

まず、最初に監視指導の実効性を確保するために、何が必要かということになりますと、まず必要となるのは検査法でございます。このために検査法の開発を14年度から実施しております。勿論、700の農薬についての検査法を開発するわけですが、相当無理難題があるんだろうと思っておりますけれども、またすべてが施行までにそろうかどうかというのは、もう一つあるわけですが、いずれにいたしましても、これは今後とも開発、改良を加えていく必要があるんだろうと考えているところでございます。

それと同時に、実際の監視指導をどうするかということでございますが、これは食品衛生法に基づいて、監視指導指針をつくる、この監視指導指針というのは、国が行う検疫所の検査、並びに地方自治体が行う検査、この2つに対する指針でございます。あるいは国が行います検疫所の輸入食品監視指導計画、この計画でもってポジティブリスト制度の監視指導を重点的に行いたいということで、まだ実施は18年5月の予定でございますけれども、17年度においても対象となる農薬の数を増やすとか、ポジティブリストの施行に向けて機器整備を行うというような作業に入っているところでございます。

併せて、事業者の自主的な管理が必要となってまいりまして、この自主的な管理の中には、生産者、更には食品加工業者、または流通業者と、いろいろなフードチェーン、それぞれの方々をお願いをしていかなばならないだろうと考えているわけございまして、つい先日も農林水産省の担当部局に対して、生産段階におきます農薬の使用について、農薬取締法の遵守を徹底してくれというような通知を出すなど、農林水産省と必要な連携を取りながらお願いをしているところであるというところでございます。

3番目が「暫定基準の見直しについて」でございます。暫定基準につきましては、先ほど申し上げましたとおり、700にも及ぶということから、15年の国会、食品衛生法改正を御議論いただいて、ポジティブリスト制度を導入していただいた国会におきましても、この暫定基準については、いわゆるリスク評価を実施する、資料を収集しリスク評価を実施していくというのは無理ですと、国際基準とか、外国の基準とか、国内の基準とかを参考に暫定基準をつくるということで御容赦願いたいというような説明をしてきたところでございます。今回もそのような形をお願いをしておるわけでございますが、そのためにこの暫定基準の見直しというのが当然必要となってまいりというふうに我々考えておるところでございます。

この暫定基準の見直しにつきましては、一日摂取量調査、すなわちどの農薬をどの程度、日本の方々が摂取しているかというのを調べようという活動を昨年度から実は実施しております、この農薬の摂取量が多いもの、国際的に見直し、あるいは安全性の懸念が指摘されておるといような国際的な動向にも配慮しながら、優先順位を付けて、まず厚生労働省として資料の収集をさせていただいて、その上で「食品安全委員会」に評価をお願いしたいと考えているところでございます。

勿論、必ずしも施行後にこだわる必要もないと考えておりまして、我々といたしましては、我々の作業がそういう意味では遅れて恐縮なんでしょうけれども、資料が収集できたものから、施行前であっても資料ができたものについては評価をお願いしていきたいと考えておるところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、ポジティブリスト制度の導入の説明に代えさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。御質問とかございますでしょうか。そもそも論からいきますと、ポジティブリストのための本件は食品衛生法の一部改正に関することですね。諮問という形を取らずに、こういう型で管理例で審議が進んだという考え方は、どういうふうになりますでしょうか。

中垣基準審査課長 今、御説明申し上げましたように、ポジティブリスト制度の導入自体は、一般に人の健康に影響があると考えられます農薬を含む食品の流通を禁止するというものでございますから、食品の安全性確保を通じた国民の健康保護という観点から申し上げますと、早急な施行が必要だろうと考えておるわけでございます。

その一方におきましては、不要な食品流通の混乱を招かないためには、先ほど申し上げましたような暫定的な基準の設定が必要不可欠だろうと考えおるところでございます。

その両者があるわけでございますが、早急に施行するという観点から、国会において18年の5月までに施行することが決められておりまして、この暫定基準の設定というのは緊急を要するものと考えております。

また、その暫定基準の設定の品目数というのは、先ほど申し上げましたとおり、約740ございまして、これらについてリスク評価を「食品安全委員会」にお願いする。また、お願いしたものを終了していただく。お願いをすること自体もできない。いわゆるいとまがないという形になるんだらうと考えております。

このため、食品安全基本法に基づきます、食品健康影響評価の依頼は行わないで、ポジティブリスト制度の告示を本年の11月、施行を来年の5月というふうに考えておるわけでございますが、このポジティブリスト制度の施行、あるいは最終案の公表の前に、この制度全体について「食品安全委員会」で調査審議をお願いをし、その意見も踏まえて我々としては最終案、あるいは告示に当たっていきいたいというふうに考えておるところでございます。

また、その見直しが当然必要となつてまいるといふふうに考えておりまして、これについて先ほども申し上げましたように、施行後、またできるものにつきましては施行前に前倒してでも対応していきいたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。確かにポジティブリストというのは、今までのネガティブリストよりも国民の健康を守るために絶対いいということは、だれでもわかることですが、700というのは多いですね。ここの農薬の委員会でも審査が実際にできるのは大体1年間に10~20ぐらいですかね。ですから、こういう方式でいくことはよくわかりました。それで、今、言われましたように、個別の農薬に関しましては、施行後あるいは施行前でも個別の依頼があるということでございますけれども、今回審議する内容は諮問を受けての、今、言いましたような審議ではございません。今回の施策の基本方針や実施方法は、食品の安全性確保の観点から問題がないかということを確認し、

もし改善すべき点があれば指摘するという必要があると思います。そういう立場から御意見、あるいはその前に実際に3年間でできると思ったのかとか、そういうことも含めまして御質問がありましたら是非お願いいたします。

どうぞ。

中村委員 非常に詳しく御説明いただいたのに、かえっているんな情報が頭の中に入ってわかりにくいところもあるんですけども、素朴な感想を言えば、今、委員長が言われたように、ポジティブリスト制度というのは、これは非常にわかりやすい、それはいいと、なるほどと、これはよかったと思って、次に残留基準をどうするか。そうすると、一律基準であり、暫定基準であるということを知ると、そうか、そういうことなのか、しかし、今度は農薬の数を聞くとまことに数が多くて、それも無理はないというような3段階ぐらいの感想を持つんです。そもそもこの15年5月に一部を改正する法律が公布されて、15年6月に審議を開始して、まだそのときは「食品安全委員会」はできてないわけですけども、それでもう既に10月には暫定基準という第一次案、この前の案ができてきて、それで第二次案ができていくわけですね。そもそも最初からもう膨大な農薬の数を処理するには、もう暫定基準という形で、あるいは一律基準という形で処理せざるを得ないというふうな気持ちで作業を進めてこられたわけですか。

中垣基準審査課長 我々が法案をつくり国会へ出すに当たりましては、当然のことながら、今まで言うリスクコミュニケーションと言うんでございましょうが、消費者団体、あるいは関係業界に説明をし、我々の考え方、あるいは皆様方の御意見を賜っているわけでございます。

その中におきまして、暫定基準については、当時非常に粗っぽい推計でも、400～500を超えるんだらうというふうに想定をいたしておりました。

また、当時の厚生労働省におきます、当時でございますから評価も基準の策定も審議会でやってあったわけでございますが、そこで評価が実施できる数というのは10～20である。

一方では、ポジティブリスト制度を導入してくださいというような、1,000万人を超える署名があったわけでございまして、そのはざまの中でポジティブリスト制度を導入するに当たっては、暫定的な基準をつくらないとできません。その暫定基準の作り方というのは、基準値はある意味で申し上げますと、国際基準であるとか、欧米の基準であるとか、勿論、国内の基準であるとか、そういうものを借りてこざるを得ません。当時また並行して食品安全基本法の議論があったわけでございまして、そこで言っているようなリスク評価というのは、この件については時間的な余裕がありませんということを御説明してまい

りましたし、国会における質疑においてもそういう答弁をさせていただいてきたということをございます。

中村委員 ですから、今、伺ったように、とにかく最初から暫定基準で行かざるを得ないというような気持ちで作業を始められたということですね。

寺田委員長 逆に言いますと、今、こういうふうに進められている方向性について、「食品安全委員会」としてはその方向で国民の健康を守れるのかとか、あるいはどこかに穴があるのではないのかとか、そういうことをここで話ししていただく、あるいは担保をするとか、そういうことで御意見等がございましたらおっしゃっていただければと思います。どうぞ。

小泉委員 今、問題になっております暫定基準についてですが、一応国際基準のほか、いわゆる先進諸国5か国の基準値を参考にして決めるとおっしゃっておりますが、先ほど多少御説明がありましたけれども、この5か国とした理由を詳しく教えていただきたいということ。

今、この5か国以外に、中国始めブラジルとか、もうあらゆる国から入って来ておまして、そういう可能性もありますので、この決めた以外の国の化学物質なども入って来る可能性があるのではないかと思います。

もう一つは、ポジティブリスト制ですから、決められたものは絶対に排除できますが、この700を今、検査して分析するだけでも非常に大変だと思うんです。それ以外の化学物質が入って来た場合に、それをどのようにして検疫で除外できるのかということが、私は心配になりまして、輸入を阻止できるのかどうか、そういった国内侵入防止措置がどのように担保されるのかということをお聞きしたいと思います。

もう一点、5か国の基準値が、それぞれ異なる場合、先ほどちょっと御説明されましたけれども、平均値とする場合もあるように聞いておりますが、その平均値ですと、健康影響から見て科学的な意味があるかどうかということですね。その辺も教えていただきたいと思います。

結局は、我が国の基準を決めるのに、どういうふうにするか、平均するなり、あるいは我が国の基準を優先するとか、そういったことの考えも教えていただきたいと思います。

もう一つは、いろんな国際基準、コーデックス、いろんなところの基準を見ていますと、やはりADIがまだ設定されていないような化学物質もあるのではないかと思いますので、今回第二次案プラス追加分の740につきまして、国際評価機関、あるいは外国政府機関がADIを設定しているかどうか、その有無について少しリストを出していただければと存

じます。

以上です。

中垣基準審査課長 4点ほど御質問いただいたと思いますので、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、参考とする国々を決めた理由でございます。暫定基準とは言え基準でございますから、当然のことながら科学的な背景、科学的な理由、バックグラウンドを持つものでないといけないというふうに考えております。

そういう点で、1つのメルクマールにいたしましたのは、JMPR等で科学的に評価が必要とされている毒性試験のデータ、残留試験のデータ、そういうデータに基づいて基準をつくっている国、あるいは地域の基準を参考としよう、それでもって一定の科学性、安全性を確保しようと考えたところでございます。

そのために、日本にございます大使館に集まり願って、我々の意図を御説明し、向こうからの申し出を受けた。その結果としてそこにございます5か国から申し出があり、それぞれ審議会でも御議論いただきましたけれども、問題なからうということになってきたということでございます。

2番目の御質問が、この5か国以外のところから、使われていない化学物質が残留して、食品として輸入されるのではないかと御懸念だろうと思います。それは、当然あるんだろうと思います。むしろ基準がないものについて、原則禁止をするというのがポジティブリスト制度の最大の特徴だと考えておりますので、今、御指摘の基準がない農薬等が残留するものが入ってくる可能性というのは、当然のことながら我々認識をしております。

例えば、先進国では禁止されているけれども、幾つかの途上国ではまだ使われておるとか。あるいは平成14年でございますか、国内でも無登録農薬が使われておったということがあられるわけでございますから、外国におきましても使用が認められていないものが使われておるといふこともあるんだろうと思うわけでございます。

では、それをどのような形で検疫所でチェックするのかと、700農薬でも大変だろう、それ以外の未知の農薬についてどうやってチェックするのかという御質問だろうと思います。これは、何が使われておるかがわからない。勿論、各国にございます日本大使館に連絡を取って、その国で使われている農薬のリストを出してもらおうという作業を今やっております。

ところが、そこで出てきますのが、例えば、ある国で認められたもののリストは出てまいりますけれども、無登録農薬に象徴されるような、認めてはいないけれども使われてお

るリストというのは、最初から出てこないんだろうと思います。ですから、そこで認められているものの中に基準がないものがあれば、それは1つのターゲットになる。これは調べやすいと思います。そうではなくて、認められていないものにつきましては、先生御承知のとおり、ガスクロマトグラフとか、液体クロマトグラフで調べていくわけですから、それで変なピークが出ていたら、これは何だろうというような形での実際上の検査にならざるを得ないんだろうと思います。

ですから、そういう意味ではできるだけ情報を集める。また、そういったクロマトグラフの中での異常なピークを検討していくというような作業が必要になると考えております。

3番目の御質問は、暫定基準の設定方法についての御質問だったと思います。資料の第二次案の上巻の括弧書きのページ数の18ページを御覧いただきたいと思います。(18)と書いたところがございます。これが暫定基準の設定方法をフローチャート化したものでございます。

まず、コーデックス基準があるか、ないかということを目指してしております。コーデックス基準がある場合でございますが、これは1番と2番に落ちるわけでございますが、いずれにしても、コーデックス基準を採用する。

しかしながら、国内におきまして登録があって、国内の登録、使用の実態、あるいは作物残留の実態から見て、これぐらい残留するんだというようなデータが示されるのであれば、登録保留基準、あるいはその作物残留試験に基づく基準というのを採用することとしております。

一方、コーデックス基準がない場合でございます。コーデックス基準がない場合は、国内登録があるか、国内登録がないかで分けております。

国内登録がある場合には、国内の登録の基準、これをまず参考とすることとしております。その上で、コーデックスと国内において、国内でやむを得ない事態があれば、その基準を参考とすると申し上げましたとおり、外国におきましても、データが出されてくるのであれば、またほとんどのものを輸入に依存してある。例えば、小麦とか、トウモロコシとか、そういうものについては外国の基準を参考に基準を決めていくということとしております。

一方、国内登録がない場合、これは外国の基準があれば外国の基準を参考とすることとしております。

そこで、外国の基準を参考とする場合に、アメリカが1で、EUが0.1だったらどうするかというのが先生の御質問だったかと思っております。アメリカが1だということは、アメリカ

力は自国で生産するものも、輸入するものも1でコントロールしているわけで、EUも同様に0.1ということは、輸入も自国産も0.1でコントロールしているということでございます。

ある面で申し上げますと、あるいはこの意見の中にも、諸外国の政府、業界からもたくさん来ておりますが、アメリカが1で安全確保ができているのであれば、1でいいではないかというような御意見があるわけでございます。

一方、消費者団体を中心に、EUが0.1で食品流通をコントロールできるのであれば、できるだけ少ない方がいいではないかという御意見もあるわけでございます。

したがって、科学的という意味からいうと、どちらも一定の科学性があるんだろうと考えられます。

問題は、国際的な整合性を取っていくというような観点ではなかろうかということから、1次案におきましても、2次案におきましても、あるいは最終案に対する今までの審議会の御議論の中には、その平均値にするのもやむを得ないというような、ある面で申し上げますと、積極的な選択というよりは消極的な選択になっておるところでございます。

最後の御質問がADIの設定されていないものがあるのではないかとということ。例外的な場合を除いてADIは設定されているものだと考えております。

例外的なものというのは、どういうケースがあるかと申し上げますと、非常に低いレベルまで検査しても検出されない、残留しないというような場合にはADIは設定されても、されなくても問題ないと判断している国があるのかもしれないということです。

今の小泉先生からの御要望は、ADIのリストを出してくださいということだったと思いますけれども、各国のADIのリストというのは、我々としても収集しなければならない。また、できれば、そのADIを設定するに至った評価のレポートも収集しなければならない。更には、そのレポートの基となったデータについても収集したいと考えておるわけでございます。正直申し上げますと、一定の御猶予を願えればありがたいと思っておるわけでございます。

一方、JECFAとか、JMPRだとかいうものにつきましては、至急再度調べまして、できれば次回の会合に資料を提出させていただいて、御論議の材料にさせていただければと思います。

寺田委員長 よろしゅうございますか、ほかにございますか。

どうぞ。

寺尾委員 言葉の意味なんですけれども、不検出という言葉がございませぬ、一律基準

の設定、それから3番目の暫定基準の設定。これは、今までの不検出と考え方がちょっと変わっているんですか、それとも従来と同じ考えに基づいていると。

中垣基準審査課長 不検出の考え方というのは、検査法を官報告示して、その検査法によっては検出されないというのが不検出の意味だろうと考えております。そういう意味から申し上げますと、変わっておりません。ただし、不検出の範囲という意味で申し上げますと、A D Iが今まで設定されないもの、すなわち遺伝毒性の発がん物質としてA D Iを設定することができないと評価されたものについて不検出としてきたわけでございますけれども、先ほど一律基準のところ、ちょっと御説明申し上げましたとおり、A D Iが極めて小さいもの、具体的に申し上げますと、 $0.03 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/day というようなもの、これに当たるのは、今は3品目だと考えておりますが、これについても不検出ということでコントロールをしたらどうかというのが、そういう意味では新しく追加になっていると。

本間委員 今の御説明を伺いますと、天然物の中の微量成分の構造決定をし、それを定量化するのは、私たち大学にいる者とすれば、そのことを常日頃行う行為そのもののように思うんです。これが実際に700もの物質をこれからやっていくわけですけれども、そのときの基準データ、これは大体国内で全部賄えるぐらいの状況なんではないでしょうか、それともかなりのものが外国とやりとりすると。

中垣基準審査課長 1つには、700の物質のうちに、国内で認められておるものは三百数十しかないわけでございますから、その三百数十以外のものというのは、外国にいずれにしてもデータの提供をお願いをせざるを得ないのかと思っております。

また、国内で認められているものの中にも、外国のデータを基本にしているものも多々あるんだろうと考えています。

寺田委員長 どうぞ。

本間委員 私たちがリスクコミュニケーションで地方に行ったりして話をしたときに、B S Eの話の中にもこういう農薬関連の心配事が登場する状況にあります。こういうときに、やはり定量検査の限界というのが一般の人が理解しにくい対象であると。私は、やはり農薬でも考え方は同じだと思うんです。こういうときに、いわゆる検出とか定量とか、そういうものの概念をなるべく優しく説明していただくという絶好の機会ではないかという気がするんです。

私たちは大学で学生を相手にしたときにでてくる、二大不信感は食品添加物と農薬で、新しい世代の人たちの心配事もこれで占められているというか、そういうのでいっぱいになっているわけでありまして。基準の見直しというときは、知識をひろめるのに、やはりす

ごくいい機会であると思っていますので、やはりそういう言葉の定義をなるべくうまく御説明されるような努力をしていただきたいと思います。

あと、定量的な要求は必ず低い方に流れていくに決まっていると思うんですね。例えば、GMO表示の加工食品の基準含量も下げろと言ってくる。実際には好ましくない成分の含量を下げていけば、一見安全なようには見えるんだけど、我々が諸外国から食料を確保するときに、含量の低い成分を買い求める場に立つとそれが今度は足かせになってしまうということが逆に起こると思うんです。その獲得の場での混乱がいわゆる考え方の混乱よりはもっと状況が悪い気がいたします。

ですから、確かに一つの農薬に2つ、3つの検討すべき数値があったときに、それぞれを実証しろということは非常に酷な話、この700を抱えてやるのは難しいと思うんです。食料が確保しにくくなるような数値を設定し、かえって音を上げるということも、私はやはりこれは説明の仕方だと思うので、それは食品安全委員会の役割ではないけれども、数値の持つもう一つの力だという気がいたします。

以上でございます。

寺田委員長 どうぞ。

坂本委員 大変難しい内容を教えていただきましてありがとうございました。

ただ、今まで多くの委員の方々の御質問にありましたので、同じことの繰り返しになるかもしれませんが、こういう暫定基準を設定して外国から入ってくる食品をある基準で入れていくというような場合に、新しい未知の物質が入ってくる可能性も大いにあるわけで、先ほどおっしゃいましたように、外国で基準がある国であっても、基準のない薬品が入ってくる可能性もあるという話でしたが、そういうものの対応に対しては、恐らく国または都道府県の監視体制が非常に重要だろうと思います。

そのときに検査法の開発が必要だというお話でした。それが施行までの開発はとても終了しないというので暫定基準を設定するというお話だったように伺いましたが、検査法の開発は大体いつごろに、すべての都道府県ですべての機関でということはわからないかもしれませんが、それがいつごろの見通しが立って検査ができ上がる予定なのか、それをどういうふうに関後監視機関としてはおやりになるのか伺わせてください。

中垣基準審査課長 検査法として、今、考えておりますのは、都道府県レベルで通常の活動でルーティンに使えるような検査法を開発したいというふうに考えております。できれば、来年の5月がポジティブリストの制度の実施でございますから、この実施に740すべてを間に合わせたいということで、14年度からやっておるところでございます。 勿

論、その前に、今年の11月に官報告示をして、6か月間の準備期間を置いて実施したいと考えておるわけですから、11月の時点でもできたものについては、外に出していきたいと考えております。

ただ、では100%来年の5月の時点でそろっておるかと言われますと、1割、2割はなかなか難しいものが残るのではないかというのが、私の率直な思いでございますが、それをなくすように、いま頑張っておるということで御了解願いたいと思います。

寺田委員長 どうぞ。

見上委員 先ほど本間委員もちょっとお話ししたことなんですけれども、例えば抗菌性物質、抗生物質でもいいんですけれども、現在の規制では国内においては含有してはいけない、いわゆるゼロリスクを管理官庁が言い続けてきたのです。これが日本の食料安保に対して、どれだけ害を与えているかということを十分コミュニケーションしてもらわないと、例えば抗生物質で含有してはいけないというのが、いわゆる暫定基準として数値が入ってきたその瞬間から管理官庁は危険なことをやっているという誤解を招かぬないと、それがすごく心配なんです。

ここまではリスク評価として安全なんだと、だから数値を入れたんだというような説明をしていただかないと、また暫定基準で数値がどんどん入ってきて、特に先ほど言った抗生物質なんですけれども、そうすると、輸入もできない、国内の畜産もうまくいかないと言って、自分で自分の首をどんどん締めていくような感じになるのです。そこで1つの質問なんですけれども、先ほどもちょっとおっしゃっていたようなんですけれども、どういう経緯で残留値が入ったのか、そこまで将来のリスク分析、それからコミュニケーションも含めてそういうふうにしたのか、それが知りたいところです。

中垣基準審査課長 御指摘のとおり、現行の食品衛生法において抗生物質は含有してはならないという規定がございます。この規制を検査するために、いわゆる寒天法といって抗菌力を寒天の上で調べるといような方法を示しているところでございます。

見上先生から、今、御発言のあったような御意見が、この二次案に対する意見の中でも複数ございまして、実はちょうど昨日の審議会でその点はまた御議論を願ったところでございます。

どうということかと申し上げますと、国内で過去に登録された農薬で抗生物質というのがあつたわけですか。これは登録に当たって、寒天法で調べる限り残留は検出されないということをご担保した上で登録されておるわけですか。

これをどうしようかということが、先ほどの見上委員の御質問なんだろうと思うわけで

ございますが、抗生物質を含有してはならないというのは、いわゆる未知の抗生物質、先ほど小泉委員ほかからも御意見がございました未知の物質をどうするかという議論があって、未知の抗生物質まで調べようとするのは寒天法というのは非常にいい方法であって、やむを得ないと考えておりますけれども、登録された抗生物質の農薬のように、機器分析をして、検出される、検出されない、どのレベルだということが決まっているようなものについては、透明化を図る、規制の客観化を図るという観点から数値化することの方がベターだろうと、数値化する方がより適当だということを昨日部会でも御了解をいただいたところでございます。

そのような形で御意見に対する回答を用意させていただきますし、今、見上委員の御指摘のとおり、一般への御説明というのも我々が規制としている方法では検出されない。すなわち、現行の食品衛生法を守っておる。その中で、数値化していくんだということが、国民にわかりやすく説明できるように配慮したいと思っております。寺田委員長 ほかにはございませんか。

どうぞ。

寺尾委員 3つの基準設定のうちの「2. 対象外物質の指定について」というのがございます。ここにどういう基準で対象外物質を選んでいくかということなんですけれども、先ほど御説明いただきました、下巻の方の1368ページか何かはずっとリストというか表というか物質名が書いてございますけれども、現在これがすべてということでしょうか。あるいは、更に何か加わっていれば、できればそこら辺のところも教えていただければありがたいんですけれども。

中垣基準審査課長 二次案から、今、最終的な検討になっている三次案の中で品目の追加みたいなものが若干ございます。ミネラルのたぐいだったと思います。けれども、大きな点においては、変わっていないと考えております。

寺尾委員 そのリストはもうできているのでしょうか。

中垣基準審査課長 まだ、今、作業中でございますが、5月の末には完成したいと考えておりますので、完成し、外に出す前にでもまた御議論を願えればと思います。

寺田委員長 ちょっと確認ですけれども、一律暫定基準というので、0.01ppmとかというのではなくて、0.05ppmよりも低い量は検出できないものは、検出限界0.05とするんですね。

中垣基準審査課長 そのとおりでございます。Aという農薬について基準がない、農作物がある。その基準がない農作物は本来、一律基準が適用となるわけでございますが、量

ってみようとする、どうも量れないと。例えば 0.05 までしか量れないということであれば、0.05 という形で暫定的に基準をつくっておいて検査法の精度の向上に向けて開発を進めさせていただくという手法を考えているところでございます。

なお、この考え方というのは、昨日の部会で御了解をいただいたと考えておりますけれども、3月16日に公表されたEUのポジティブリストの最終規則の中でもルーティンの分析法を考慮して、0.01ppm と異なる基準を定めるというような意向がありますので、そういう意味で申し上げますと、たまたまではございますが、この件については我が国とEUで大体同じような考え方を持っているということでございます。

寺田委員長 わかりました。ほかにございますか。

どうぞ。

中村委員 多分、一般の消費者の方の感想としては、さっきおっしゃったように、個別にリスク評価をしていったんでは、とにかくせいぜい頑張っても年間20ぐらいしかできない。つまり、そのくらい1つの農薬を評価するだけでもすごく時間がかかる。それだけ丁寧に専門家が議論をしてやって、ようやくそこで結論が出ると。にもかかわらず、一括して一律基準、それから暫定基準で行くということになると、果たして本当に大丈夫なのかという素朴な感想が浮かぶと思うんです。

そのときに、それは一律なんだけれども、それを今まで仮に一つひとつ評価をした場合に比べてもう少しきちんとして安全性を、つまり確保するようなやり方に、実は結果的にはなっているんですという御説明でいいのかどうか。それは私が今、つまりそういうことなんだろうと思ったんですけれども、そういうことでよろしいのかどうかということちょっと伺いたいんですが。

中垣基準審査課長 カロリーベースで5割を超えるものを輸入しているというような現状の中で、ある程度国際的に使われている農薬について、基準を定めようとする、700かどうかはわかりませんが、500とか600とかいう数字になる。そのような数について、今の先生のお言葉を借りますと、仮に評価できるものが年間20だとすると、もうポジティブリストというのは現実問題として導入できない。

ポジティブリストか、それとも現行やっているネガティブリストかという選択になりますと、いわゆる未知の農薬と申しますか、先進国という言葉がいいのかどうかわかりませんが、しっかりした評価が行われていないものについての残留というのを逃してしまうということとの比較関係から申し上げますと、一定の範囲で科学的に策定されたという基準を借りて基準を策定した上でもポジティブリストを導入することに、より多くの健

康保護上の価値があるという判断に我々も立っておりますし、国会での説明もそのような形でさせていただきました。

寺田委員長 多分、一般の人にポジティブリストとかネガティブリストというのは、なかなかわからない方が多い。今のままネガティブリストでやっておいたら規制のないわけのわからないものがどんどん入ってくる危険性があります。

ところが、こちらのポジティブリストになると、リストに載ったものだけしか使われないうことになります。ずっといい方法になるんだということはかなり言わないと、ちょっと中村委員が言われたように、何かあわてて全部やってしまうんだと思われたらまずいなと。

それから、いろいろ話が出ていましたように、検査のことで言えば、ゼロリスクというんですかね、ゼロということはありません。そこでやはりいろんな方法ではかっていくということがよくわかっていただくように、是非管理の面をお願いしたいと思います。

何かございますか。

どうぞ。

小泉委員 これからの、今後の導入に向けての手順というのはどういうことになるのかということと、もう一つ、これが来年の5月施行になりますね、その後、世界で新しい農薬が開発されたときには、我が国に全部申請しておかなければいけないわけですね。そうすると、我々はどうなってしまうのかという心配がありますので、そこら辺のお考えを聞かせてください。

中垣基準審査課長 まず、今後のスケジュールについてどう考えているかという御質問にお答えしたいと思います。

昨日の部会での御審議を基に、また本日の御議論あるいはまた次回も御議論いただくのか、その次も御議論いただくのかあれですけれども、食品安全委員会における御議論も踏まえた上で、最終案の、ここにごございます二次案に代わるものの策定に入ろうかと考えております。

恐らく、これに2か月弱かかるんだらうと考えておまして、1つの目標としては5月の末を目標にいたしております。

その上で、部会での御審議あるいはまた食品安全委員会で御審議いただけるのであれば、また御審議をいただいて、御了解いただけるのであれば、それを公表してパブリック・コメント、WTO通報に入りたいと考えています。

WTO通報が通常60日でございますから、そういう意味で申し上げますと、夏の末ぐら

いにはコメントが出てきて、告示案の準備に入るんだらうと思います。

単純に申し上げますと、これだけのボリュームでございますので、官報告示を書くにしても1か月、2か月かかわるわけでございますから、夏の末から秋の初めには最終的な準備を終わりたい。11月の末には告示をしたいと考えております。

その上で、5月29日が法律で定められた実施のデッドラインでございますから、そこまでに半年ぐらいの準備期間が必要だと考えておりますので、現在のところそのようなことを考えております。

2番目の御質問で、今後世界で開発される農薬はどうなるのかという御質問をいただいているわけです。

この点につきましては、既に昨年、ポジティブリストへの移行というのをにらんで、いわゆるインポートトレランスという制度を発足させております。アメリカで開発をされる、それがアメリカで農薬として使われる、それが残留した食品が日本に輸出されるという可能性があるのであれば、あらかじめ日本に基準を申請してくださいという制度でございます。この制度に基づきまして、食品安全委員会にこれまで恐らく2、3品目の評価をお願いしておるかと思っております。

今後の動向がどうなるのか、その予測というのは私もなかなかできないところではありますけれども、医薬品の世界で考えますと、国際的に新しいもの、どこの国にも今までなかったものが出てくるのは、年に10とか、そのぐらいの品目数でございますから、それほど品目数にはならないんじゃないかと考えますけれども、明確に申し上げるだけの根拠はもっていません。

寺田委員長 どうもありがとうございました。よろしゅうございますか。今日言ったことに加えて、また後から次のときでも質問があるかもわかりませんが、またそのときはよろしく願いいたします。

それから、私は前にお聞きして、例えばポジティブリストをやっているのは、今言われたように、アメリカとかオーストラリアとか限られたところですね。しかもポジティブリストしている物質は200とか300ぐらいじゃないですか。だから700までやるには、やはりプライオリティーを決めてやらなければいけないわけですね。ずっと一生懸命やったら、年に10としたら70年後ですか、そうするとプライオリティーをどういうふうに設定するとか、そういうようなこともまた教えていただければと思います。そのようにセットして食品安全委員会へ個々に関して諮問をしていただくということに多分なると思うので、その辺は、今の暫定とは別個に御審議いただければと思います。

ほかにございますか。よろしゅうございますか。

では、どうも本当にお疲れ様でございました。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

B S E 確定診断の結果につきまして、農林水産省から報告があります。

農林水産省の釘田衛生管理課長、お願いいたします。

釘田衛生管理課長 御紹介いただきました農林水産省消費・安全局衛生管理課長の釘田でございます。4月1日付けで就任いたしました。前任者同様よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料5でございます。先週の4月8日にプレスリリースさせていただきました資料でございますが「牛海綿状脳症（B S E）確定診断の結果について」でございます。

平成17年4月5日に、北海道で実施しましたB S Eの農場サーベイランス、いわゆる死亡牛の検査でございますが、このE L I S A検査で陽性となりました乳牛1頭につきまして、動物衛生研究所におきまして、確定検査を実施しましたところ、ウエスタンブロット法で陽性となっております。

その後、免疫組織学的検査でも同じく陽性となっております。この結果につきましては、農林水産省の「食料農業農村政策審議会」の下にあります「プリオン病小委員会」の委員により協議を行っていただきました結果、B S Eであるという結論をいただきましたので、本日、御報告させていただきます。

なお、このB S E牛は、我が国における17例目になりますし、また、いわゆる死亡牛といたしましては、4例目ということになります。

「記」のところに書いてございますけれども、今回確認されましたB S E牛につきましては、品種はホルスタイン種で雌。生年月日が平成12年9月11日。月齢は54か月齢になります。飼養地は北海道河東郡音更町でございます。

この牛は、4月4日に廃用になり、翌日の4月5日に十勝家畜保健衛生所でE L I S A検査が行われまして、E L I S A陽性。その後、動物衛生研究所に送られ、確定診断が行われております。

2ページ目に、まず、一番上の方にE L I S A検査の結果、その下にウエスタンブロットの結果がそれぞれ掲載されております。

これは、いつもと同じ資料かと思いますが、ウエスタンブロットの方は11列並んでおりますけれども、1列目から5列目までは陽性コントロールでございまして、6列目以降が今回の検体でございます。それぞれ異常プリオンたんぱくの特徴を示すバンドが見られる

ということでございます。

それから、次の3枚目を御覧いただきますと、2つ絵がございますが、左の方が病理組織学的検査の結果でございます、特徴的な空胞が見られます。

右側の方が、免疫組織学的検査の結果でございます、異常プリオンたんぱくの集積が黒い点として見られます。

このように非常に特徴的な典型的BSEの例であったと承知しております。

以上、大変簡単ですが、私の方から御報告させていただきました。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか質問はございますか。

どうぞ。

小泉委員 今回の牛は、BSE特有の臨床症状を示していたとお聞きしているんですが、その診断はどのような形でなされて、過去の牛とどう違っていたのか教えていただければと思います。

釘田衛生管理課長 今回の牛につきましては、飼養されていまして農場で、いわゆる神経症状を呈していたということもございますが、病状が急転して廃用となっております。十勝家畜保健衛生所で検査されたわけですが、廃用時の診断名は低カルシウム血症ということになっていると聞いております。低カルシウム血症で神経症状を示していたと考えられております。

なお、この牛が示しておりました症状がBSEに関連したものであったかどうかということにつきましては、当時の症状あるいは治療の記録、それから病理組織検査の結果、こういったものを総合的に検証して判断する必要があると考えております。また今後の診断に資するためということもございまして、関係者の御協力をいただきながら調査を進めていただくように、今、北海道の方をお願いしております、もう少しその調査の結果を待ちたいと考えております。

小泉委員 そうしますと、生存中はBSEと診断されていないということですね。

釘田衛生管理課長 はい、そのとおりでございます。

寺田委員長 BSEサスペクトというのは検査するとBSE異常プリオン陽性に、いわゆるウェスタンでもELISAでもポジティブになる率が非常に高いからサーベイランスはBSEサスペクトをやると1頭分が、例えば100匹分に当たるんだという話があります。

そうすると、日本の場合、これも含めて今まで17匹検査陽性でBSEサスペクトはいなかったということになりますか。ということも、ちょっとそこはまとめてくださったら、いろんなことで、例えばOIEだとか、いろんなところに、そのときのサーベイランスの

数の取り方について意見・質問をするべきだと思います。日本の場合は違うのか、それとも臨床診断の仕方が日本ではちょっと甘いのか、どういうことなのかよくわかりません。

だから、今、言われた御意見は大変大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

釘田衛生管理課長 今までBSEサスペクト、いわゆる疑似患畜というふうに診断されたものはないわけですが、今のような御指摘の問題、恐らく、今、OIEの方でサーベイランスの考え方が議論されておまして、そういった議論とも絡みがございますので、次に機会がございましたときに、また御説明させていただきたいと思います。

寺田委員長 これは全く細かいことと言うのも申し訳ないんですけども、ウエスタンプロットで細かいことですが、4、5のところはlaneと書いてあるんです。片方のところのだとmgと、これは全部laneに決まっているからlaneなんて書かなくてもいいんじゃないですかということです。特別区別しているのかどうかわかりませんが記録のため正確に記すべきだと思います。どうも余分なことを言いまして、是非臨床症状のところをよろしく願います。

これは2000年生まれですか。

釘田衛生管理課長 はい、そうです。

寺田委員長 どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

全体として委員の先生方、御発言ございませんか。

それでは、以上をもちまして「食品安全委員会」の第90回の会合を閉会いたします。

次回の委員会の会合につきましては、4月21日木曜日14時から開催いたしますので、お知らせいたします。

また、18日月曜日14時から「新開発食品専門調査会」が非公開で開催。

20日水曜日14時から「かび毒・自然毒等専門調査会」が公開で開催を予定しておりますのでお知らせいたします。

どうもありがとうございました。終わります。